

一般質問

★体育館・鏡野ドーム周辺の整備について

①災害時の避難者の駐車場確保は。

鏡野ドームは指定避難場所ではありませんが、広域災害時の支援物資拠点候補施設として利用できるような関係機関と協議を進めます。

駐車場は近隣の公共施設、民間施設の協力を得て対応を図ります。

②鏡野ドーム周辺は病院や消防署があり、緊急ヘリポートを含め防災訓練場として施設の整備が必要では。

町の地域防災計画で、鏡野地区では中学校グラウンドと町総合グラウンドがヘリポート適地です。

防災訓練場の確保は既存の施設の有効活用を図り、必要な整備を検討します。

★聴覚障害者の行政支援の現状について

①町内の聴覚障害者の把握は。身体障害者手帳台帳です。

②どのような行政の支援を行っているか。

補聴器の支給、申請に基づき県聴覚障害者福祉協会より手話通訳士の派遣、必要に応じて要約筆記者の派遣です。

③、④について聴覚障害者の告知放送の対策は。

現状では希望する方の機器にパトライトを取り付け、ライトの点灯で放送を知らせていますが、家族の方などが内容を確認する必要があります。

効果的な方法の調査を進めていきます。

★今後の障害者福祉行政の推進について

①町行政は手話言語にどのように対応するのか。

障害者の権利に関する条約や、障害者基本法で「手話は言語である。」と位置づけられました。町もその認識に基づき、町民が手話に対する理解を深め、誰もが心豊かに安心して暮らせる町づくりに取り組めます。

②、④に関して、手話言語条例の制定は行わないのか。

条例の制定は、国の法律制定に向けた動きや他の地方自治体の動向を見ながら検討します。

③手話通訳士の採用もしくは育成は。

窓口対応で手話通訳ができる職員の育成に努めます。

④、③に関して業務を手話通訳に限定せず、障害者相談支援専門員の資格を取得させ、障害者全般の総合的支援をする部署・職員を配置しては。

保健福祉課福祉係が担当し各種相談業務にあたっています。

町社会福祉協議会内に「相談支援センター（通称いろどり）」が設立され、障害者相談支援専門員2名配置のもと、保健福祉課と連携し、障害児者が安心して生活できる環境づくりに取り組んでいます。

★一時保育について

①今年開園されるかがみの中央こども園の対応は。

1日あたり、保育園に通っていないお子さん6人以内、幼稚園部に在籍のお子さん6人以内の合計12人を預かります。

②園の都合で断られることが多い、月の利用可能日数も少ない等の不満の声もあるが改善は。

遠足や生活発表会等、園の行事と重なった場合や定員を超えた場合にお断りせざるを得ない状況です。

利用回数は一人につき週に3回、月に12回を限度で、近隣の自治体と同程度であり、理解を願います。

平成28年4月から1日単位の

預かりを平日も可とし、利用人数を6人から12人に増やしました。

③利用料金が高く利用できないとの声も多いが改善は。

町民の場合1日1,800円、午前利用は1,000円、午後利用は800円です。近隣の自治体の料金と同程度の設定です。

★町の北部地域の活性化策を

①周辺地域の状況をどう考えているか。

過疎化、少子高齢化の進展がかなり進行し、空き家や不耕作地が増え、農地の荒廃も進み、一層の過疎化が進んでいくことを非常に危惧します。

②集落の維持が困難だが、活性化対策を進める考えは。

未来希望基金事業などで、地元で地域の課題に取り組んでいます。

行政は、農林水産物の特産品化、各種の観光施設の改修・整備などをはじめ、交通の利便性を高めるための道路の整備や、公共交通の維持にも取り組んでいます。

地域の実情を勘案し、生活環境の整備や、地域への仕事づくりなど活性化に取り組めます。

③保健師の振興センター常駐が無理なら派遣の増員など、安心して暮らせる施策がとれないか。

町職員の保健師は育児休暇・包括支援センターへの出向を除くと現在9名で、介護保険係に2

名、健康係に7名配属しています。この7名で各種の健康診査や町内12地区の健康教室や訪問を行います。

現在週1日で1名が振興センターに出向き、訪問活動や相談業務を行い、地区で行われるサロンに参加し健康情報を伝えています。住民サービスの公平性や業務の効率性からも、現在の体制での運営に理解をと考えます。

★空き家対策について

①総合的な対策、計画が必要と思われるが。

解体だけでなく、利活用の推進、実態調査に基づく空き家等対策計画の作成など今後必要な措置を検討します。

②昨年空き家等の適切な管理を定めた条例化を提案したが、再考は。

「空き家等対策の推進に関する特別措置法」の施行で、空き家等の所有者等に関する情報の利用が認められ、所有者等が不明でも代執行が行え、この法律に基づき空き家対策への対応が可能で。

空き家の所有者や市町村の責務も条文化され、町独自の条例制定は考えていません。

③倒壊の危険等のある特定空き家の把握はしているか。地域からの相談件数は。

町内全域にわたっては現在把握していません。地域からの相談は現在4件です。